

指 示

令和元年 7 月 31 日

給付指 2019-94

複数の障害認定医が認定に関与する仕組みの導入

文書区分	緊急 <input checked="" type="checkbox"/>										要 報 告 <input type="checkbox"/>							
宛先	本 部				事務センター					年金事務所								
	所属長	全部室	中央センタ	障害センタ	所属長	管理担当G	厚年G	国年G	年給G	記録G	所属長	地域課	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室	
			○	◎	○				○		○							○
	【本部関係部室◎】																	
	【本部関係部室○】 地域部、相談・サービス推進部																	
情報提供先	相談センター <input checked="" type="checkbox"/>				社労士会 <input type="checkbox"/>					健保協会 <input type="checkbox"/>			機構健保 <input type="checkbox"/>					

目的・趣旨	<p>平成 30 年 7 月 10 日【給付指 2018-73】「障害年金センターへの集約後の障害年金の審査事務の取扱い」でお知らせした障害年金の審査事務の取扱いに関する通知に基づき、障害年金センターにおいて、複数の障害認定医が認定に関与する仕組み（以下「セカンドオピニオン」という。）を導入しますので、その事務概要をお知らせします。</p>
指示の内容	<p>1 障害年金の審査事務におけるセカンドオピニオンの概要</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害認定における判断の公正性を一層確保するため、セカンドオピニオンを導入し、その対象は以下の 2 類型とします。</p> <p>① 新規請求、額改定請求、障害状態確認届等の審査において、支給停止となる事例、上位等級に認定する事例、症例数の少ない疾患による事例などであって、認定基準のうち客観的な基準のみでは必ずしも判断が容易ではなく、障害認定医の医学的な総合判断を特に要するもの</p> <p>② 障害認定医から、当該障害に対して、より専門性を持つ障害認定医の医学的判断が必要との指摘等があったもの</p> <p>(2) セカンドオピニオンを担当する障害認定医の選定</p> <p>セカンドオピニオンを行う障害認定医は、認定医経験が原則 2 年以上の障害認定医から選定します。</p> <p>(3) 実施日</p> <p>令和元年 7 月 31 日</p> <p>(4) セカンドオピニオンの事務処理</p> <p>障害年金センターは、令和元年 7 月 31 日以降に認定依頼を行うものから別添 1 に基づき、審査事務を行ってください。</p> <p>2 障害認定医への周知</p>

	<p>障害年金センターは、地方で契約を継続している障害認定医に別添 1、2 及び別添 3 を送付してください。障害年金センター（サテライト拠点を含む。）で認定を行っている障害認定医には、障害認定の際に別添 1、2 及び別添 3 を手渡し、セカンドオピニオンの内容を説明してください。</p> <p>3 障害認定審査委員会の設置 障害認定審査委員会設置要領は、追って制定します。</p>
(注意点)	年金事務所及び事務センターでの事務処理はありません。
別添資料	<p>【別添 1】セカンドオピニオン実施手順</p> <p>【別添 2】複数の認定医が認定に関与する仕組みの導入について</p> <p>【別添 3】平成 30 年 7 月 9 日付年管管発 0709 第 5 号「日本年金機構における障害年金センターへの集約後の障害年金の審査事務の取扱いについて」</p>

「要報告」の場合	
報告期限	—
報告先	—

理解度チェック対象	<input type="checkbox"/>
テレビ解説対象	<input type="checkbox"/>

<p>担当部署・照会先 年金給付部給付企画 G 担当：長谷川、小林 連絡先：[REDACTED]</p>
--

セカンドオピニオン実施手順

令和元年7月31日

年金給付部

1 背景

平成 30 年 7 月 9 日、障害年金センター集約後の障害年金の審査事務の取扱いに関する通知が厚生労働省年金局から発出され、障害年金センターにおける障害年金の審査事務について、判断の公正性を一層確保するための取扱いが示された。

具体的には、認定基準のうち客観的な基準のみでは必ずしも判断が容易ではなく、認定医の医学的な総合判断を特に要する事例(上位等級に認定する事例、症例数の少ない疾患による障害の事例など)は、担当の認定医のみならず、他の認定医の意見も聴いて判断することとされた。

2 障害年金の審査事務におけるセカンドオピニオンの基本方針

障害認定における判断の公正性を一層確保するため、複数の障害認定医が認定に関与する仕組み(以下「セカンドオピニオン」という。)を導入することとする。

(1) セカンドオピニオンの対象

セカンドオピニオンについては、以下の 2 類型を対象とする。

- ① 新規請求、額改定請求、障害状態確認届等の審査において、支給停止となる事例、上位等級に認定する事例、症例数の少ない疾患による事例などであって、認定基準のうち客観的な基準のみでは必ずしも判断が容易ではなく、障害認定医の医学的な総合判断を特に要するもの
- ② 障害認定医から、当該障害について、より専門性を持つ障害認定医の医学的判断が必要との指摘等があったもの

(2) セカンドオピニオンを担当する障害認定医

セカンドオピニオンを行う障害認定医は、認定医経験が原則 2 年以上の障害認定医から選定する。

3 セカンドオピニオンの事務の流れ(別紙 1 参照)

(1) 認定依頼

認定担当者は、1 人目の障害認定医(以下「認定医 A」という。)に認定を依頼する。認定担当者は、認定医 A の認定結果が、セカンドオピニオンの対象に該当するか確認する。

(2) セカンドオピニオンの実施

- ① 確認の結果、セカンドオピニオンの対象と判断した場合は、実施同(別紙 2)を作成し、上長の決裁を受け、セカンドオピニオンを実施する障害認定医(以下「認定医 B」という。)を選定する。
- ② 認定担当者は認定調書を作成し、認定医 B に認定を依頼する。認定を依頼する際には、セカンドオピニオンの対象であることを説明する。
- ③ 認定医 B の認定結果が、認定医 A と一致した場合は、認定医 B の結果に基づき裁定入力等を行う。

(3) セカンドオピニオン後の処理

- ① セカンドオピニオンの結果、認定医 A と認定医 B の認定結果が不一致の場合、認定医 A に認定医 B の認定結果を説明し、両者の意見が一致した場合は、認定医 B の結果に基づき裁定入力等を行う。
- ② 両者の意見が不一致となる場合は、障害認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を開催し、合議による医学的判断を行う。その結果に基づき裁定入力等を行う。

4 セカンドオピニオン実施結果の管理及び認定医へのフィードバック

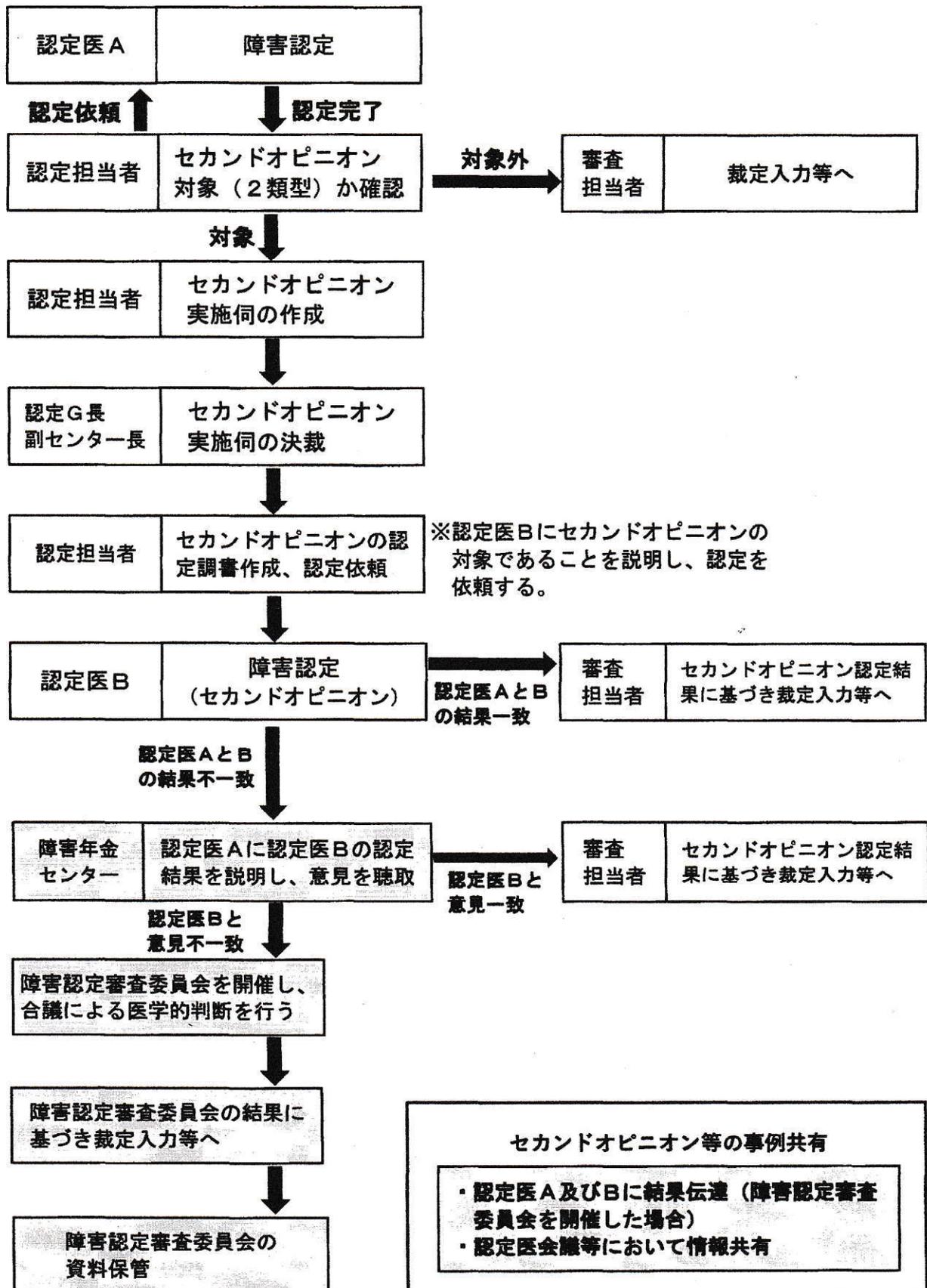
(1) 認定事例の収集

セカンドオピニオンを実施した実施同、認定調書及び診断書それぞれの写し等を障害の種類毎(精神、内部、外部)に別保管する。

(2) 障害認定医へのフィードバック

- ① 審査委員会を開催した場合は、認定医 A 及び認定医 B に、審査委員会での判断結果を伝える。
- ② セカンドオピニオン実施結果は、障害認定医会議等において情報共有し、認定の標準化を図る。

セカンドオピニオン実施フロー



副センター長 (認定担当)	認定G長 再認定G長	認定 担当者

セカンドオピニオン実施伺

下記の請求者(受給者)について、セカンドオピニオンの対象とし、実施してよろしいか伺います。

【対象事案】

氏名 ●● ●●

基礎年金番号・年金コード XXXX-XXXXXX-XXXX

審査区分 新規請求 諸変更 障害状態確認届

初回認定結果 1級 2級 3級 非該当

【実施理由】

- 1 新規請求、額改定請求、障害状態確認届等の審査において、支給停止となる事例、上位等級に認定する事例、症例数の少ない疾患による事例などであって、認定基準のうち客観的な基準のみでは必ずしも判断が容易ではなく、障害認定医の医学的な総合判断を特に要するもの
- 2 障害認定医から、当該障害に対して、より専門性を持つ障害認定医の医学的判断が必要との指摘等があったもの

【セカンドオピニオンを依頼する障害認定医】

●●認定医

令和元年7月●日

障害認定医 各位

日本年金機構
年金給付部長
障害年金センター長

複数の障害認定医が認定に関与する仕組みの導入について

平素から、障害年金の審査事務に関し、格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年7月9日付年管管発0709第5号「日本年金機構における障害年金センターへの集約後の障害年金の審査事務の取扱いについて」が厚生労働省年金局事業管理課長から発出されました。本通知において、障害年金センターにおける障害年金の審査事務について、判断の公正性を一層確保するための取扱いが示されたところです。

この度、本通知に基づき、障害年金の審査事務における複数の障害認定医が認定に関与する仕組み（以下「セカンドオピニオン」という。）を導入することとなりました。導入に向け、セカンドオピニオンの実施手順を別添の通り策定いたしました。

つきましては、セカンドオピニオンの導入の主旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、実施にあたりご不明点などございましたら、日本年金機構の認定担当職員にお問い合わせ下さい。

今後とも引き続き、障害年金の審査事務へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

〔照会先〕

日本年金機構 障害年金センター

●●グループ 担当：●●、●●

電話：03-5155-●●●●

年管管発0709第5号

平成30年7月9日

日本年金機構

年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（公印省略）

日本年金機構における障害年金センターへの集約後の
障害年金の審査事務の取扱いについて

障害基礎年金に関する審査事務を都道府県ごとに設置されている日本年金機構の事務センターから機構本部の障害年金センターに集約したことに伴う障害年金の審査事務の取扱いについては、下記により適切に取り扱われたい。

記

1 集約前の既認定者の取扱い

障害年金の審査は、障害認定基準に基づき、1件1件丁寧に、認定医が医学的に総合判断して等級を決定するものである。

障害基礎年金に関する審査については、都道府県ごとの事務センターから障害年金センターに集約されたところであるが、集約前に行われた認定について、集約後に再認定を行う場合には、認定医も事務局体制も一斉に変更されたという特別な事情を踏まえ、審査を行う必要がある。

例えば、集約前の認定の際に、ある障害の状態を基に障害認定基準を適用するに当たって、認定医の医学的知見を加味して総合判断した結果、障害等級に該当する旨決定されたケースでは、集約後の再認定の際、障害の状態が従前と変わっていない場合には、推察される当時の認定医の医学的知見と同様の知見を加味して医学的に総合判断するならば、障害等級該当という集約前と同じ判断となると考えられる。

このように、障害年金センターへの集約の前に行われた認定について、集約後に再認定を行う場合には、集約前の認定の際に認定医の総合判断の根拠となった障害の状態が現在においても従前と変わらない場合は、集約前の前回の認定も認定医が医学的に総合判断したものであること等を踏まえて医学

的な総合判断を行い、等級判断を行うことを基本とする。

なお、障害年金センターへの集約後から本通知の発出までの間に行った審査の結果により支給停止したものについても、上記の考え方により改めて点検し、障害等級非該当とならないものについては、支給停止を取り消し、支給停止をした月分から支払うこととする。

2 障害年金センターにおける判断の公正性の確保のための取組

今後の障害年金センターにおける障害年金の審査事務については、判断の公正性を一層確保するため、障害厚生年金も含め、次のとおりとする。

- (1) 新規請求、額改定請求、障害状態確認届等の審査において、認定基準のうち客観的な基準のみでは必ずしも判断が容易ではなく、認定医の医学的な総合判断を特に要する事例（上位等級に認定する事例、症例数の少ない疾患による障害の事例など）は、担当の認定医のみならず、他の認定医の意見も聴いて判断すること。
- (2) 認定医の医学的な総合判断を特に要する事例については、障害の分野別に認定医による会議を開催し、当該事例について検討し、認定事例の共有を図るとともに、認定医間の審査基準に対する認識の統一を図ること。